

田原本町地域防災計画

令和2年度修正

田原本町防災会議

- 目次 -

第1編 総則

第1節	目的	1-1
第1	計画の目的	1-1
第2	計画の基本方針	1-1
第3	計画の構成	1-2
第4	計画の推進	1-3
第5	計画の修正	1-3
第2節	業務の大綱及び住民等の責務	1-4
第1	田原本町	1-4
第2	奈良県広域消防組合・国保中央病院組合	1-5
第3	奈良県	1-5
第4	指定地方行政機関	1-7
第5	自衛隊	1-10
第6	指定公共機関	1-10
第7	指定地方公共機関	1-12
第8	公共的団体・機関	1-14
第9	住民等の責務	1-15
第3節	町の概要	1-16
第1	地勢及び歴史	1-16
第2	河川・水路	1-17
第3	地形・地質	1-18
第4	気象	1-20
第5	人口	1-21
第6	交通網	1-23
第7	産業・遺跡	1-23
第4節	災害危険性	1-24
第1	風水害	1-24
第2	地震	1-28
第5節	被害想定	1-29
第1	洪水による浸水想定（洪水ハザードマップ）	1-29
第2	地震被害想定	1-31

第2編 災害予防計画

第1章	災害に強いひとづくり	2-1
-----	------------	-----

第1節	防災知識の普及	2-1
第1	住民に対する防災教育	2-1
第2	学校等における防災教育	2-2
第3	職員に対する防災教育	2-5
第4	防火管理者等に対する防災教育	2-5
第5	災害教訓の伝承	2-5
第2節	自主防災体制の整備	2-6
第1	自主防災組織の育成	2-6
第2	企業防災の促進	2-8
第3	地区防災計画の作成	2-10
第4	救助・初期消火活動の支援	2-10
第3節	消防団員による地域防災体制の充実強化	2-11
第1	消防団の役割	2-11
第2	他の組織との連携	2-11
第3	消防団員数の確保	2-12
第4節	防災訓練の実施	2-13
第1	総合防災訓練	2-13
第2	個別防災訓練	2-13
第3	各地域での防災訓練	2-13
第5節	要配慮者の安全確保	2-15
第1	福祉のまちづくりの推進	2-15
第2	要配慮者避難体制の整備	2-16
第3	避難支援プランの作成	2-16
第4	在宅の要配慮者対策	2-19
第5	社会福祉施設等における対策	2-20
第6	外国人等への対策	2-21
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	2-23
第1	帰宅困難者対策の普及啓発	2-23
第2	帰宅困難者への支援体制の整備	2-24
第7節	ボランティア活動支援環境の整備	2-25
第1	受入体制の整備	2-25
第2	人材の育成	2-25
第3	活動支援体制の整備	2-26
第2章	災害に強いまちづくり	2-27
第1節	まちの防災機能強化	2-27
第1	災害に備えた計画的なまちづくり	2-27
第2	災害に強いまちづくり施策	2-28
第3	防災空間の確保	2-28
第4	都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化	2-29

第2節	建築物等の安全対策の推進	2-32
第1	建築物等の耐震対策	2-32
第2	建築物等の防火・安全化対策	2-33
第3節	文化財保護体制の整備	2-35
第1	文化財建造物の耐震性向上対策	2-35
第2	美術工芸品等文化財の予防対策	2-35
第3	文化財の火災予防対策	2-36
第4節	ライフライン施設等の災害予防対策の推進	2-37
第1	上水道施設	2-37
第2	下水道施設	2-38
第3	電力施設	2-39
第4	電気通信施設	2-39
第5	放送施設	2-40
第5節	危険物施設等の災害予防対策の推進	2-41
第1	危険物施設災害予防対策	2-41
第2	高圧ガス・LPガス施設災害予防対策	2-42
第3	毒物・劇物施設災害予防対策	2-42
第4	放射性物質保管施設災害予防対策	2-42
第5	原子力災害予防対策	2-42
第6節	水害予防対策の推進	2-44
第1	河川・水路の改修等	2-44
第2	水害防止対策の推進	2-45
第3	農地・ため池の防災対策	2-47
第7節	地盤災害・風害・雪害の予防対策の推進	2-48
第1	地盤災害予防対策	2-48
第2	風害予防対策	2-48
第3	雪害予防対策	2-49
第8節	火災予防対策の推進	2-50
第1	出火防止及び初期消火の徹底	2-50
第2	火災拡大要因の除去	2-51
第3章	災害に備えた防災体制づくり	2-52
第1節	総合的防災体制の整備	2-52
第1	災害組織体制等の整備	2-52
第2	防災関係機関等との連携体制の整備	2-53
第3	地域防災拠点の整備・充実	2-54
第4	防災用資機材等の確保	2-55
第5	防災に関する調査研究の推進	2-56
第2節	情報収集伝達体制の整備	2-57
第1	情報収集伝達体制の強化	2-57

第2	通信手段の整備	2-58
第3	災害広報体制の整備	2-59
第4	災害情報共有化の推進	2-59
第3節	消防・救助・救急体制の整備	2-61
第1	消防力の充実	2-61
第2	水防活動体制の整備	2-62
第3	救急・救助体制の充実	2-62
第4節	災害時医療体制の整備	2-64
第1	初期医療体制の整備	2-64
第2	後方医療体制の充実	2-65
第3	医療品等の確保	2-65
第4	患者等搬送体制の確立	2-66
第5	災害医療に関する普及啓発	2-66
第5節	緊急輸送体制の整備	2-67
第1	陸上輸送体制の整備	2-67
第2	航空輸送体制の整備	2-68
第3	交通混乱の防止対策	2-68
第6節	避難体制の確立	2-70
第1	避難場所及び避難路の選定等	2-70
第2	避難誘導體制の整備	2-72
第3	防災上重要な施設における計画	2-75
第4	住民自らが取り組むべきこと	2-76
第7節	避難運営体制の整備	2-77
第1	避難所の選定等	2-77
第2	避難所の運営管理体制の整備	2-79
第3	在宅被災者等への支援体制の整備	2-80
第4	住民自らが取り組むべきこと	2-81
第8節	二次災害防止体制の整備	2-82
第1	被災建築物応急危険度判定制度の整備	2-82
第2	宅地等災害予防対策	2-82
第9節	緊急物資供給体制の整備	2-84
第1	住民、町、県の役割分担	2-84
第2	給水体制の整備	2-85
第3	食料・飲料水及び生活必需品の確保	2-85
第10節	防疫体制の整備	2-87
第1	町防疫班の編成	2-87
第2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	2-87
第3	職員の訓練	2-87
第11節	廃棄物処理体制の整備	2-88
第1	廃棄物処理施設の整備等	2-88

第2	災害時の相互協力体制	2-88
第3	廃棄物仮置き場等の配置計画	2-88
第12節	火葬場等の確保	2-90
第1	火葬データベースの整備	2-90
第2	応援協力体制の確立	2-90
第13節	応急住宅等供給体制の整備	2-91
第1	応急仮設住宅の供給体制の整備	2-91
第2	町営住宅の空き家状況の把握	2-91
第3	民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充	2-91
第14節	交通確保体制の整備	2-92
第1	鉄道施設	2-92
第2	道路施設	2-92
第15節	防災営農対策の推進	2-93
第1	指導体制の確立	2-93
第2	営農技術の確立及び普及	2-93
第3	畜産対策	2-93

第3編 風水害等応急対策計画

第1章	災害警戒期の活動	3-1
第1節	気象予警報等の収集・伝達	3-1
第1	情報の収集	3-1
第2	情報の伝達系統	3-4
第2節	組織体制	3-8
第1	田原本町防災会議	3-8
第2	活動体制の確立	3-8
第3	風水害等警戒体制	3-9
第4	災害対策本部の設置	3-9
第3節	動員体制	3-14
第1	動員人員	3-14
第2	動員方法	3-14
第3	福利厚生	3-17
第4節	警戒活動	3-18
第1	水防活動	3-18
第2	ライフライン・交通等警戒活動	3-18
第5節	応急避難	3-20
第1	避難勧告等の発令	3-20
第2	警戒区域の設定	3-27
第3	避難	3-29

第4	要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援	3-31
第2章	災害発生後の活動	3-34
第1節	情報の収集・伝達	3-34
第1	気象予警報等の収集・伝達	3-34
第2	災害情報の収集・伝達系統	3-34
第3	被害状況の把握	3-35
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	3-38
第5	被害状況等の集約・整理等	3-39
第6	県及び国への報告	3-39
第7	通信手段の確保	3-40
第2節	災害広報・広聴対策	3-43
第1	災害広報	3-43
第2	報道機関への情報提供	3-44
第3	広聴活動の実施	3-45
第3節	応援協力活動	3-46
第1	行政機関等との協力体制の確立	3-46
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	3-50
第3	民間との協力	3-52
第4節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	3-54
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	3-54
第2	災害派遣部隊の受入れ	3-55
第3	派遣部隊の撤収要請	3-56
第5節	救助・救急活動	3-57
第1	災害発生状況の把握	3-57
第2	人命救助活動	3-57
第3	行方不明者の捜索	3-58
第6節	医療救護活動	3-59
第1	医療情報の収集・提供活動	3-59
第2	医療対策	3-60
第3	後方医療対策等	3-61
第4	医薬品等の調達・確保	3-62
第7節	避難所の開設・運営	3-65
第1	避難所の開設	3-65
第2	避難所の管理・運営	3-66
第3	避難所の閉鎖及び縮小	3-69
第4	在宅被災者等への支援	3-69
第5	車中泊者への対応	3-69
第6	被災者の安否情報	3-70
第8節	要配慮者の支援	3-72

第1	安否の確認・被災状況の把握	3-72
第2	要配慮者への支援活動	3-72
第3	外国人への支援活動	3-74
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	3-75
第1	公共土木施設等	3-75
第2	公共建築物等	3-76
第10節	ライフライン等の確保	3-77
第1	上水道	3-77
第2	下水道	3-78
第3	電力	3-78
第4	LPガス等	3-79
第5	電気通信	3-80
第6	公共交通	3-82
第11節	交通規制・緊急輸送活動	3-84
第1	緊急輸送体制の確立	3-84
第2	陸上輸送	3-85
第3	航空輸送	3-87
第4	交通規制	3-87
第12節	災害救助法の適用	3-90
第1	災害救助法の適用基準等	3-90
第2	災害救助法の適用手続き	3-91
第3	救助の実施	3-91
第3章	応急復旧期の活動	3-93
第1節	緊急物資の供給	3-93
第1	給水活動	3-93
第2	水・食料及び生活必需品の供給	3-95
第2節	防疫・保健衛生活動	3-99
第1	防疫活動	3-99
第2	食品衛生管理	3-101
第3	保健衛生活動	3-101
第4	愛玩動物の収容対策等	3-102
第3節	遺体の収容・処理及び火葬等	3-103
第1	遺体の収容	3-103
第2	遺体の処理及び火葬等	3-104
第4節	廃棄物の処理等	3-106
第1	し尿処理	3-106
第2	生活ごみ処理	3-108
第3	がれき処理	3-109
第4	環境保全対策	3-111

第5節	住宅応急対策	3-112
第1	住居障害物の除去	3-112
第2	被災住宅の応急修理	3-113
第3	被災宅地の危険度判定	3-113
第4	応急仮設住宅の建設	3-113
第5	公営住宅等への一時入居	3-114
第6	住宅に関する相談窓口の設置等	3-114
第6節	応急教育等	3-115
第1	学校・園施設の応急対策	3-115
第2	応急教育の実施	3-118
第3	園児・児童・生徒に対する援助	3-119
第4	社会教育施設等の応急対策	3-120
第7節	文化財応急対策	3-122
第1	被害状況の把握	3-122
第2	応急措置（文化財別の保護の方法）	3-122
第3	埋蔵文化財に関する措置	3-123
第8節	ボランティア等自発的支援の受入れ	3-125
第1	ボランティアの受入れ	3-125
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	3-126
第3	海外からの支援の受入れ	3-128
第4章	その他災害応急対策	3-129
第1節	大規模火災対策	3-129
第1	消火活動	3-129
第2	人命救助活動	3-130
第3	消防活動に係る応援の要請・受入れ	3-130
第4	地域住民との連携	3-130
第2節	危険物施設等災害応急対策	3-131
第1	危険物施設等災害応急対策	3-131
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	3-132
第3	毒物・劇物施設災害応急対策	3-134
第4	放射性物質保管施設災害応急対策	3-135
第5	原子力災害応急対策	3-135
第3節	突発重大事故災害応急対策	3-137
第1	突発重大事故災害の種類	3-137
第2	応急対策	3-137

第4編 地震災害応急対策計画

第1章	応急活動実施体制の確立	4-1
第1節	組織体制	4-1
第1	田原本町防災会議	4-1
第2	活動体制の確立	4-1
第3	休日・夜間等地震初動体制	4-2
第4	災害対策本部の設置	4-3
第2節	動員体制	4-8
第1	動員人員	4-8
第2	動員方法	4-8
第3	福利厚生	4-11
第3節	情報の収集・伝達	4-12
第1	地震情報等の収集・伝達	4-12
第2	災害情報の収集・伝達系統	4-19
第3	被害状況の把握	4-20
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	4-23
第5	被害状況等の集約・整理等	4-23
第6	県及び国への報告	4-24
第7	通信手段の確保	4-25
第4節	災害広報・広聴対策	4-28
第1	災害広報	4-28
第2	報道機関への情報提供	4-29
第3	広聴活動の実施	4-30
第5節	応援協力活動	4-31
第1	行政機関等との協力体制の確立	4-31
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	4-35
第3	民間との協力	4-37
第6節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	4-39
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	4-39
第2	災害派遣部隊の受入れ	4-40
第3	派遣部隊の撤収要請	4-41
第7節	交通規制・緊急輸送活動	4-42
第1	緊急輸送体制の確立	4-42
第2	陸上輸送	4-43
第3	航空輸送	4-45
第4	交通規制	4-45
第8節	災害救助法の適用	4-48
第1	災害救助法の適用基準等	4-48

第2	災害救助法の適用手続き	4-49
第3	救助の実施	4-49
第2章	初動期の応急活動	4-51
第1節	大規模火災対策	4-51
第1	消火活動	4-51
第2	人命救助活動	4-52
第3	消防活動に係る応援の要請・受入れ	4-52
第4	地域住民との連携	4-52
第2節	危険物施設等災害応急対策	4-53
第1	危険物施設等災害応急対策	4-53
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	4-54
第3	毒物・劇物施設災害応急対策	4-56
第4	放射性物質保管施設災害応急対策	4-57
第3節	救助・救急活動	4-58
第1	災害発生状況の把握	4-58
第2	人命救助活動	4-58
第3	行方不明者の捜索	4-59
第4節	応急避難	4-60
第1	避難勧告等の発令	4-60
第2	警戒区域の設定	4-63
第3	避難	4-65
第4	要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援	4-66
第5節	医療救護活動	4-69
第1	医療情報の収集・提供活動	4-69
第2	医療対策	4-69
第3	後方医療対策等	4-71
第4	医薬品等の調達・確保	4-72
第6節	避難所の開設・運営	4-74
第1	避難所の開設	4-74
第2	避難所の管理・運営	4-75
第3	避難所の閉鎖及び縮小	4-78
第4	在宅被災者等への支援	4-78
第5	車中泊者への対応	4-78
第6	被災者の安否情報	4-79
第7節	要配慮者の支援	4-81
第1	安否の確認・被災状況の把握	4-81
第2	要配慮者への支援活動	4-81
第3	外国人への支援活動	4-83
第8節	帰宅困難者の支援	4-84

第1	発災直後の対応	4-84
第2	帰宅困難者への支援活動	4-84
第9節	ライフライン等の確保	4-85
第1	上水道	4-85
第2	下水道	4-86
第3	電力	4-86
第4	LPガス等	4-87
第5	電気通信	4-88
第6	公共交通	4-90
第10節	その他二次災害防止のための応急対策	4-92
第1	公共土木施設等	4-92
第2	被災建築物・被災宅地	4-93
第3	地震水防活動	4-94
第3章	応急復旧期の活動	4-96
第1節	緊急物資の供給	4-96
第1	給水活動	4-96
第2	水・食料及び生活必需品の供給	4-98
第2節	防疫・保健衛生活動	4-102
第1	防疫活動	4-102
第2	食品衛生管理	4-104
第3	保健衛生活動	4-104
第4	愛玩動物の収容対策等	4-105
第3節	遺体の収容・処理及び火葬等	4-106
第1	遺体の収容	4-106
第2	遺体の処理及び火葬等	4-106
第4節	廃棄物の処理等	4-109
第1	し尿処理	4-109
第2	生活ごみ処理	4-111
第3	がれき処理	4-112
第4	環境保全対策	4-114
第5節	住宅応急対策	4-115
第1	住居障害物の除去	4-115
第2	被災住宅の応急修理	4-116
第3	応急仮設住宅の建設	4-116
第4	公営住宅等への一時入居	4-117
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	4-117
第6節	応急教育等	4-118
第1	学校・園施設の応急対策	4-118
第2	応急教育の実施	4-121

第3	園児・児童・生徒に対する援助	4-122
第4	社会教育施設等の応急対策	4-123
第7節	文化財応急対策	4-124
第1	被害状況の把握	4-124
第2	応急措置（文化財別の保護の方法）	4-124
第3	埋蔵文化財に関する措置	4-125
第8節	ボランティア等自発的支援の受入れ	4-127
第1	ボランティアの受入れ	4-127
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	4-128
第3	海外からの支援の受入れ	4-129

第5編 災害復旧・復興計画

第1章	被災者のくらしとしごとの再建の支援	5-1
第1節	罹災証明書等の交付及び被災者台帳の作成	5-1
第1	被災者台帳の作成	5-1
第2	罹災証明書等の交付	5-1
第2節	被災者の生活確保	5-3
第1	被災者生活再建支援金	5-3
第2	住宅の確保	5-4
第3	雇用対策	5-5
第4	町税等の減免・徴収猶予等	5-5
第5	災害援護資金・生活資金等の貸付	5-6
第6	災害弔慰金等の支給	5-7
第2章	被災者のこころとからだのケア	5-8
第1節	被災者生活再建相談窓口の開設	5-8
第1	被災者生活再建相談窓口の開設	5-8
第2	相談内容・要望の処理	5-8
第2節	被災者健康維持活動	5-10
第1	巡回相談等の実施	5-10
第2	心の健康相談の実施	5-10
第3章	公共施設の災害復旧及び経済の振興対策	5-11
第1節	公共施設等の復旧	5-11
第1	災害復旧事業計画の作成	5-11
第2	災害復旧事業の実施	5-12
第2節	激甚災害の指定	5-13
第1	激甚災害指定の手続き	5-13
第2	激甚災害の指定促進措置	5-13

第3節	被災中小企業の振興	5-14
第1	資金需要の調査	5-14
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	5-14
第4節	被災農業者への融資	5-15
第1	資金需要の調査	5-15
第2	農業者に対する支援制度の周知	5-15
第4章	災害復旧・復興計画の策定	5-16
第1節	災害復旧・復興方針	5-16
第1	基本方針	5-16
第2	復旧・復興対策体制の整備	5-16
第2節	災害復旧・復興計画の策定	5-18
第1	復旧・復興計画の策定	5-18
第2	事前の復旧・復興対策	5-18
第3	地域住民の合意形成	5-19
第4	技術的・財政的支援	5-19

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	6-1
第1	推進計画の目的	6-1
第2	基本的な考え方	6-1
第3	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	6-2
第2節	南海トラフ地震臨時情報	6-3
第1	地震の時間差発生による災害の拡大防止	6-3
第2	南海トラフ地震臨時情報の発表	6-3
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	6-5
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	6-5
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-7
第1	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	6-7
第2	南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進	6-7
第4節	防災訓練計画等	6-9
第1	防災訓練計画	6-9
第2	公共施設における防災対策の充実	6-9
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	6-10
第1	職員に対する防災知識の普及	6-10
第2	住民等に対する防災知識の普及	6-11
第3	学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画	6-11

第6節	地域防災力の向上に関する計画	6-13
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	6-13
第2	事業所等の災害対応能力の向上	6-13
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	6-14
第1	建築物の耐震性の確保	6-14
第2	長周期地震動対策	6-15
第3	液状化対策	6-15
第4	時間差発生による災害の拡大防止	6-15
第5	帰宅困難者対策	6-16
第6	支援・受援体制の整備	6-16
第8節	地震発生時の応急対策等	6-17
第1	南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応	6-17
第2	災害対策本部の設置等	6-17
第3	資機材、人員等の配備手配	6-18
第4	地震発生時の応急対策	6-18
第5	広域的な連携による応急対策	6-20